

愛知県公立大学法人の所管する大学へ寄附をされた方へ
～ 寄附金に対する税制上の優遇措置が受けられます～

愛知県公立大学法人の所管する大学へのご寄付については、愛知県の個人県民税の適用の対象となる寄付金として、愛知県県税条例による税制上の優遇措置が受けられます。

※愛知県と一部の市町村を除く愛知県内の市町村は本法人を寄附金税額控除の対象としています。愛知県以外にお住まいの方は、都道府県・市町村により取り扱いが異なりますので、お住まいの都道府県・市町村によりお問い合わせください。

詳しくは、愛知県庁のホームページ [「条例指定寄附金の取扱いについて」](#) をご覧ください。

URL : <http://www.pref.aichi.jp/soshiki/zeimu/0000021605.html>

◎お問い合わせ先

愛知県公立大学法人事務局総務部門総務課

電話 0561-64-1114 (ダイヤルイン)